

令和5年度

《第28回》長崎県民ゴルフ大会：予選

開催日：令和 5年 7月 17日（月曜日：祝）

場 所：島原カントリー倶楽部

【競技の条件】

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. スコアカードの提出

スコアカードの提出はスコアリングエリア方式を採用する。

4. タイの決定

タイの決定方法は該当する競技規定に定める。

5. 競技終了時点

本予選競技において競技委員会の作成した順位表が掲示された時点をもってその競技は終了したものとみなす。

【ローカルルール】

1. アウトオブバウンズ(規則18. 2)は白杭で定める。

2. イエローペナルティエリアは黄杭及び黄線をもってその限界を標示する。(規則17)

線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 異常なグラウンド状態(規則16)

(a)修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

(b)ジェネラルエリアの芝草を短く刈ってある区域にあるヤーテージマークが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合。(スタンスの障害も含む)(規則16. 1)

4. 人工の表面をもつ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。

5. 動かさない障害物

電磁誘導カート用の2本のレールは、その2本のレールの全幅をもって1つのカート道路とみなす。(スタンスの障害も含む)

6. コースと不可分なもの

(a)巻物、ワイヤ、ケーブル等で樹木に密着している部分。

(b)ペナルティエリアに内にある護岸用の構造物。

7. 恒久的な高架の送電線

プレーヤーの球がインバウンズの送電線に当たったことが分かっているか、事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーは規則14. 6にしたがって直前のストロークを行った場所から罰なしに球をプレーしなければならない。例外：高架線の鉄塔や支柱に当たった場合には適用しない。

8. クラブと球の規格

①クラブ 「ゴルフ規則4. 1」を適用する。

②球 「ゴルフ規則4. 2」を適用する。

9. プレーのペースについて(規則5. 6):球を捜す時間は3分以内

10. ホールとホールの間での練習(規則5. 5b)

11. 距離計測機(規則4. 3a)

12. 移動

正規のラウンド中の移動については、カートの乗用を認める。

(注意事項)

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のある時は、スタート室付近に掲示して告示する。

2. スタートの呼出しは一切行わないので、スタート10分前にはティーグラウンド周辺にて待機すること。

3. 9ホール終了後、プレーの進行を遅らせなければクラブハウスに立ち入ることができる。

4. 競技前日の練習ラウンドは、アウト・インともスタートを11時30分で打ち切る。

(競技委員会)